

代理店活動前に 必ずご確認ください

ペンギンモバイルの代理店活動には
総務省への届出が必要です。

法令により、電気通信サービスの販売代理店は
総務省への届出と、届出番号の掲示が必須となります。

総務省への届出後、「届出番号通知」が届きましたら専用フォームから協会へ「届出番号」を
ご提出ください。代理店活動は協会へ届出番号をご提出後から可能となります。

※令和4年4月より「販売代理店電子届出システム」が開設され、
オンライン上で届出を行っていただけます。

届出書類在中



「電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号）」施行に伴い、適正に届出
を行い総務省から届出番号を受理した代理店の方以外が、通信サービスの販売行為を行う
ことは法律で全面的に禁止となりました。違法な活動を行った代理店の方には

刑事罰（6カ月以内の懲役または50万円以下の罰金）
が科されることとなります。

協会には通常のお問合せを多数いただいている状態のため、届出関係については以下のようにお問合せください。

1. 担当アドバイザー、もしくは紹介者にお問合せ
2. 専用WEBページにて確認
3. 協会へお問合せ



2. 専用WEBページ

※重要な案内のため、ご登録の代理店の皆様に送付しております。入れ違いで解約手続きをされた場合にはご容赦ください。
※代理店を複数ポジションお持ちの方に本書類が複数届きました場合でも、総合通信局への届出は法人・個人とも一名義につき一通となります。

一般社団法人 全国事業協会

〒464-0850 愛知県名古屋千種区今池 5-1-5 12F

MAIL : support@jlba.club TEL : 052-753-3636 ・ 052-784-6322

営業時間：10:00～18:00（定休日：土日祝日）